

英国と英国教会

青 山 武 憲

はじめに

本稿で扱うイングランドとその教会の問題を論ずる場合、そのイングランドが属するイギリスについても触れざるを得ないが、そのイギリスについては、イギリスとは何かという厄介な問題がある。イギリスを「United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, UK」として論ずる場合、その国民を「English」と呼んでいいものか、疑問である。その国民を「British」と呼ぶのも、正確ではない。かといつて、「English」「Welsh」「Scottish」および「Northern Irish」の人々を一まとめにした呼称はない。イギリスには、UKに属しない世界最古の議会を有するマン島 (Ellan Vannin or Mann; Isle of Man) の人々や自らの憲法を有する (フランスの管理下にあるものを除く) 海峡諸島 (Channel Islands) といった王領地の人々もいる。およそ何事についても、イギリスについて十把一絡げに論ずることは、困難

なのである。

もとより、イギリスについては、国家と教会の問題に限っても、簡単には論述できない。J.D.FischerとC.J.Wallaceの共同論文は、イギリスにおける国家と教会との関係を大雑把に次のように描いている。イングランド教会とスコットランド教会とは、それぞれイングランドの国教であり、スコットランドの国教である。これに対して、アイルランド教会とウェールズ教会とは、国教ではなくなっているが、それぞれアイルランドおよびウェールズの国教としての性格を留めているというようにである。⁽⁴⁾その論述は、二〇世紀の前半についてはともかく、一九四九年に独立したアイルランドについては、問題が無いわけではない。アイルランドは、最早、UKに属しておらず、一九九八年のベルファスト合意によって、アイルランド全島の領有権の主張をも断念したから、(その国民とUKとは、UKの庶民院や国民投票等に係る参政権について密接さはあるが)、J.D.FischerとC.J.Wallaceの共同論文によるアイルランドに関する記述が、精確かは疑問なのだ。北アイルランドについても、そこは、UKに属しているが、その地における新旧のキリスト教会の争いが、未だ決着しているわけでもない。北アイルランドは、かつての武力を伴った紛争はなくなったものの、こんにち依然として、紛争の源としての宗教、あるいは、紛争を解決する手段としての宗教のいずれの意味であろうと、宗教の役割を理解するのに役立つ独特の縮図となっているのである。⁽⁵⁾

UKに存する二つの国教についても、イングランド教会の法的性格は、スコットランド教会のそれと非常に異なっている。スコットランドは、カトリックのメアリー・スチュアートの頃には、既にプロテスタントイデオロギズムを受け入れていたが、一九二一年以来、イングランドの教会とは異なる長老派教会を国教としていた。⁽⁶⁾国王、現在の女王エリザベス二世は、イングランド教会の場合と異なり、スコットランド教会の聖職者を任命しないし、その教会の

最高の統治者でもない。国王は、自動的にその構成員となるが、指導的地位がなく、原則としてその教会の総会へ出席する名代 (the Lord High Commissioner to the General Assembly, or Queen's Commissioner) を任命するだけなのだ。任命された名代は、総会の議事にオブザーバーとして参加している。⁽⁷⁾

以降で注目するのは、主としてイングランドとその教会である。このイングランドとイングランド教会との関係に論ずるに際して、ここでは、歴史の流れを簡単に辿りながら、イングランドの国教制度が確立された後の時代については、イングランドおよびイングランド教会を普通に呼びなれた英国 (またはイングランド) および英国教会の呼称で論ずることにする。UKの歴史は新しいから、歴史を考慮して、その呼称は、出来るだけ時代にに応じて使用し、イングランドに限られない場合、原則としてイギリスという呼称を用いる。

一 イングランドにおける国教の誕生

1 キリスト教の浸透と国王との相克

イギリス史は、英国教会の前身として成立したイングランド教会がイングランドの誕生に先行したことを示している。ティム・ランバートの『イングランドのキリスト教略史』によれば、既に二世紀末には、キリスト教がブリタニアの地に伝わっていたそうである。⁽⁸⁾ そのキリスト教は、UKの奥地まで浸透していたようだ。ブリタニアの地にキリスト教を齎したローマ人は、彼らに対して政治的危険性を覚えさせたドルイド教に対してはともかく、他の宗教に対しては寛大であった。その寛大さが、ブリタニアの地にキリスト教が浸透した一因であったのだ。そのローマ人が退去した後も、アイルランドやウェールズやスコットランドのケルト人には、キリスト教は残存した。それらのうちア

イェルランドやウエールズの地は、サラセンから逃れた大陸の学者たちの避難地であつた。その避難者たちの影響を受けてスコットランドのケルト人も、キリスト教に改宗した。アイェルランドやウエールズの同族がキリスト教であつたことは、スコットランドのケルト人がキリスト教に改宗することの不安感を払拭した。ただ、その地に根差したキリスト教は、ローマ教会に従順であつたわけではなかつた。ローマ教会はその威光をブリタニアの奥地やそれより遠くに輝かせるには、ドーバー海峡、英国海峡やセント・ジョージ海峡等が障害であつた。それ故、U K奥地のキリスト者は、ローマ教会から独立したいわば土着的教会を結成していたのだ。ブリタニアには、その後、チュートン人が侵入した。五世紀から六世紀にかけてのことである。ゲルマニアの地には馴染んだアングロ・サクソンの宗教は、十分に組織されていなかつた。そのように組織されていなかつた宗教は、ブリタニアの地では根付かなかつた(し、その故郷でも、漸次、キリスト教に席卷された)。ローマ人は、ブリタニアから撤退したが、ローマ教会は、カレーから望遠できるドーバーの白い絶壁を有する島地への関心と興味を失つていたわけではなかつた。教会は、虎視眈々とその地にも狙いを定めていたのだ。これに対して、ブリタニアに侵入したアングロ・サクソン人は、ゴールやイタリアに侵攻した同族がキリスト教に改宗していたこともあつて、その宗教のブリタニアへの野望を尊敬の念をもつて受け入れた。そのような結果、イングランドのキリスト教への改宗は、ブリタニアの奥地やアイェルランドやスコットランドに定着していたキリスト教と新たに進入したローマ教会とに影響されて行われた。

ヌルシアのキリスト教聖人ベネディクトを戴くベネディクト派と組んだとりわけグレゴリウス一世は、イングランドの福音化に尽力した教皇であつた。彼は、ベネディクト派でローマの修道院長アウグスティヌスをイングランドに送り、暫定的にカンタベリーに大主教職を置いた。アウグスティヌスは、後世いわゆる「イングランド人への使徒」

(Apostle to the English) として活動し、サクソン王エセルベルトを改宗させ、最初のカンタベリー大主教としての務めを果たした。この大主教の地カンタベリーが、暫定的な大主教の地に留まらず、こんにちに至るまでイングランドの宗教上の首都として定着し、英国教会の信徒の聖地となっていることは、周知の通りであろう。

ともあれ、このようにして、イングランド教会の一步が始まった。ただ、進出したローマ教会は、アウグスティヌスの横柄な態度もあつて、奥地から来たブリタニア派の教会と衝突した。その衝突の結果、前者が、婦人や君主や権門の間に食い込んだのに対して、後者は、下層民の間に浸透した。両者の衝突をまとめたのは、ノーサンブリアの王オスウィであつた。後者によつてキリスト教に改宗していたオスウィは、宗教会議を召集して使徒ペテロの權威の下に合一させ、イングランドを教皇の權威の下に置いたのだ。このようにして、八世紀以来、イングランドは、ローマのキリスト教会に帰依した。その地の諸王は、キリスト教に大いに依存した。それは、王が信者であつたからだけでなく、キリスト教会には、王が確立していなかつた人々を纏めるための階級制度、組織、経験が存したことから、それらに学ぶべきものがあつたからである。他方、教会も諸王に依存した。諸王は、教会の掟を遵守させるために必要な世俗的な権力を有していたからである。¹⁰⁾

イングランドとキリスト教を論ずる場合、注目されるべきは、ウイリアム征服王 (William the Conqueror) によるノルマン王朝の樹立以降である。この王ウイリアムは、イングランドの初代のノルマン人の王であつた。もとより、彼が支配したイングランドとは、こんにちのイングランドの一部に過ぎなかつた。それでも、遠近を問わず、その後のイングランド国王は、その系譜に属する者たちであり、こんにち、海峡諸島は、UKではなく、このノルマン公たる国王に属している地である。このノルマン公は、イングランドの支配に関して教皇の支持を得たが、自己を教皇の臣

下と看做すことを拒絶した国王であつた。そして、これこそ、イングランドにおいて暫時続いた宗教的な教権と世俗的な政権との葛藤の始まりであつた。彼は、貴族と教会とに対して確固とした自己の權威を示し、一大君主政治の基礎を築いた国王であつた。彼がイングランドに足を踏み入れたとき、イングランドの教会は、ローマ教会の一部ではあつたが、かなり体たらくしていた。それでいて、独立志向を有していた。¹¹ そのような独立志向の姿勢も、ウイリアムの教皇に対する姿勢を觸発し毅然とさせた一因であつたかも知れなかつた。国王は、ノルマン化したイタリア人のランフランクを用いてそのイングランドの教会改革を行つた。その中で注目すべきものとしては、次のことが上げられる。

① 大諮問会と別に聖職者会議を召集することにした。

② ノルマンデイ公がノルマンデイ教会に有していた権限をイングランドの教会に対して持つことにした。

その改革に伴い、その他にも、国王の承諾が無ければ、イングランドでは、いかなる教皇も認められないこと、国王の届け出が無ければ教皇と交信してはならないこと、イングランドの教義会の決議には国王の承認が必要なこと、宗教裁判所は、国王の同意なくして、貴族および官吏を処断し得ないことになつた。因みに、右の①に示した大諮問会とは別に聖職者会議を開くようにしたことは、後にイギリスの議會が、大陸の三身分会と異なり、二院制となつた所以である。その後、大陸では、教会改革に乗り出したグレゴリー七世と神聖ローマ帝国皇帝との相克が生じた。否、聖俗の対立は、各地でかなり確認されたところである。その意味では、イングランドも、例外ではなかつた。ウイリアムを継承したウイリアム赤顔王は、俗っぽく欲深であつたこともあつて、聖者たらんとしたカンタベリー大主教アンゼラムと多くの面で対立した。彼は、教皇を支持した大主教と異なり、教皇を承認しなかつたことから、ローマ教

会とかなり深い溝を生じた。国王と大主教との相克が終焉したのは、アンゼルムの王国からの逃亡と国王の狩猟中の事故か事件かは不明の死によつてであつた。大主教の不在もあつて、赤顔王を継承したヘンリー一世に王冠を授けたのは、カンタベリーの大主教ではなかつた。ロンドンの主教であつたのだ。これは、もとより、合法ではなかつた。しかし、この国王は、学があり、精力旺盛で、法律に明るい人物として通つていた人物であつた。彼は、

① 聖職を空職にしたままにしてその聖職に付随する利得の行方を放任したりしないこと

② 不法の封建的租税を徴収しないこと

③ 赤顔王の残した「悪習」を廃止すること

等を内容とする憲章を發して人望を博した。彼は、教皇とも和解した。その結果、彼は、平穩に恵まれた王であつた。そのヘンリー一世を継承したヘンリー二世は、教養と人を惹きつける物腰を持った人物であつた。彼は、カンタベリー大主教テオバルドの意向を汲み、トマス・ベケットを国璽尚書に任命した。テオバルドが死ぬと、彼は、修道士や大主教の大選挙権を無視して、修道士ではないベケットを大主教に任命した。ところが、このベケットは、修道士ではなく、いわば武人であつた。その所為か、必ずしも国王に従順ではなかつた。国王が宗教裁判所で有罪とされた聖職者の官位褫奪を主張すると、これに反対してその国王と衝突した。衝突後、彼は国外に逃れたが、単に逃れただけでなく、外地のヴェズレーから国王を破門にした。そのような対立にも拘らず、この両者は、一時和解した。ところが、ベケットは、国王に届け出無く教皇と交信していた。彼は、彼を裏切つた主教たちを免職するよう認められた教皇からの書状を受け取つていたので。これは、ランフランクの改革に反するものであつた。彼は、カンタベリーに着くや否や、主教たちを赦免するよう四人の騎士たちから強要された。彼がそれを拒絶すると、忽ちにして国

王の臣下の剣が、彼を襲った。彼は絶命した。その臣下の行爲を流石に行き過ぎと感じた国王は、大主教に没収した土地を返還する等教皇の憤りを宥める諸策を講じた。それでも、彼は、大主教をして国王の顧問に甘んじざるを得ない体制を築いた。¹²⁾ このヘンリー二世こそ、法制を整え、秩序を確保し、「イングランド人 (English) の王」ではなく、「イングランドの王」を名乗った最初の王であった。また、ウイリアム征服王の曾孫であつて、最初のプランタジネット家の王でもあつた。

2 教会分離—イングランド教会の誕生—

ヘンリー二世を追い詰め、後世イギリスで不在王と評されたりチャードを継承した欠地王として知られるジョンは、大主教ラングトンの任命を巡つて教皇と対立し、教皇インノセント三世によつて破門された国王である。彼は、教皇に妥協したが、その權威を失墜し、貴族や教会と仲違いした国王であつた。そのような国王にとつての苦境は、一二一五年、後世の人々が注目する「大憲章」を誕生させた。この「大憲章」は後に、神権説を採るジェームズ一世に対する武器となつたものである。この国王ジョンの頃、大陸では、フランチェスコ会（小さき兄弟の会）とドミニコ会（説教する兄弟の会）という托鉢僧の教団が創設され、一二二一年と一二二四年にそれぞれの修道士がイギリスに渡來した。彼らは、既成の教会規律を軽視し、質素貧困を日常とした姿勢によつてオックスフォードの学生たちの信頼を得た。しかし、これも新たに生まれたアウグスティヌス派やカルメル派といった托鉢僧の教団と共に、彼らも漸次本能に忠実になつて豊かになり、教皇の直属であることを誇つたことから、信者たちの憤慨を買うようになった。¹³⁾ このようなことは後に、イングランドの人々等がローマ教会とイングランド教会との分離を容認する遠因となつてい

ローマ教会は、組織内に生まれている腐敗に対して寛大に過ぎた。

一四世紀にボヘミアのジャン・フスを指導したオックスフォード大学のジョン・ウイクリフは、宗教改革に先立つて宗教改革を試みた神学者として知られる。彼は、天主はその権力を教皇や（天主の代理者である）王といった不完全な存在に委任するといういわゆる神権説の立場をとったが、天主の代理者が悪事を働いた場合には、キリスト教徒はその代理者を天主の裁判に訴えなければならぬと唱えたことで知られる。彼はまた、バードナーが販売する免罪符として知られる教皇の印璽を押しした免状の購入によって人々が救われることはないと言ったことでも知られている。もとより、そのような言説は、カトリックの腐敗を難じたものであった。彼は、化体説を否定したことによって異端となり、有罪判決を受けた。そのような彼が宗教的に順境にあり得なくなったことは、論ずるまでもあるまい。しかし、このウイクリフこそ、後世の宗教改革への先駆けをなした人物であった。このウイクリフやその弟子フスコ、程なくして、ヴィッテンベルグ大学のアウグステイヌス派の僧侶で改革者となるマルティン・ルターの精神的な先駆者となった人物であったのだ。

一五世紀以降、教会は、異端に対して峻厳さをもつて臨むようになっていた。一四〇一年には、異端者焚刑令が議決された。当時、イングランド教会は、未だローマ教会の傘下にあった。しかし、イングランド教会のローマ教会からの分裂が、結婚離婚を繰り返し、何人もの妃を持ったヘンリー八世の強引な婚姻行為に関連して生じた。このヘンリー八世は、元々、ルターらの新たな宗教改革の動きには反対し、カトリックの信仰を主張した国王であった。その反対や主張によって、一五二二年、レオ一〇世によって「信仰の擁護者」(Defender of the Faith, Fidei Defensor)と呼ばれた程の国王であった。しかし、彼は、カトリックが禁止する離婚を試みた王でもあった。その結果、離婚を認め

ない教皇カール五世と衝突した。教皇は、離婚をした国王を破門した。これに抗して、ヘンリー八世は、自己の離婚を合法化する試みをした。幸い、彼には、彼に諂う知恵者や大学があった。その一人トマス・クロムウェルは、イングランドにおける二人の君主、二つの正義、二つの租税の制度を否定した。そして、教皇がヘンリー八世の最初の妻キャサリンとの離婚を認めない以上、国王は教皇に従うべきではないと説いた。オックスフォード大学やケンブリッジ大学も、国王が望む意見を上奏した。パリの大学は、教皇カール五世を嫌っていたことから、国王の側に与した。北部イタリアの諸大学も、国王の側についていた。キャサリンは、元々、ヘンリー八世の兄の妻だった。知恵者たちは、である以上、キャサリンのヘンリー八世との婚姻は再婚となり、無効という理屈を生んだ。勢いを得たヘンリー八世は、クロムウェルの意を汲んで、合法的に教会の奪取をも始めた。一五二九年から一五三六年まで続いた宗教改革会議は、この国王の提議したあらゆる案を受け入れた。国王に従順であった議会は、一五三四年、その王意に基づいて、ヘンリー八世を「イングランド教会の地上における最高の首長」(the Supreme head in earth of the Church of England)に持ちあげた。国王に対して聖俗双方の裁判権をも認めた。非行と異端とを改革し抑制する権限を与える「最高位法」(Act of Supremacy)をも制定した。¹⁴⁾ 国王は、教会の首長として教会の直接的支配権を取得し、教会を国王の政府の一部としたわけである。歴史的には決定的なものではなかったが、イングランドに国家教会制度が誕生したわけである。要するに、ヘンリー八世の破門は、イングランド教会のローマ教会からの分離を意味したのである。にも拘わらず、教皇には、教会分離を行ったヘンリー八世に制裁を加える力も術も存在しなかった。大陸では、教権を支える強権が衰退していたのだ。このような結果、歴史は、イングランドが大陸のカトリック、取り分けスペインと対立する時代へと突入して行ったことを示している。折しも当時は、普遍的に精神界を支配しようとしたローマ教会に対して各地

で抵抗の狼煙が上がっていた時代であった。にも拘わらず、ローマ教会は、そのような世界の動向を見誤っていた。その時代感覚の欠如に伴い、漸次、その栄光にかつてはなかった翳りを生じ始めた。時代は、宗教改革の道を驀進していたのである。

ヘンリー八世を継承したエドワード六世の治世には、教会の教義を述べた「信仰の箇条」(The Articles of Faith)や宗教儀式を規定した「一般祈祷書」(The Book of Common Prayer)が、議会によって定められた。一五四九年には、「礼拝統一法」(the Act of Uniformity)も制定され、イングランド教会が唯一の合法的な公的な崇拜の制度とされた。¹⁵ただ、ヘンリー八世期の国王に対する「イングランド教会の首長」という呼称は、カトリックを初めとする他のキリスト教徒にとっては、いかにも刺激的に過ぎた。イングランド自体は、依然としてプロテスタントとカトリックとの間で少しく揺れ動いていた。イングランド教会の国教化には、一寸した曲折があったのだ。カトリックであったヘンリー八世は、一五三四年からプロテスタントとなった。しかし、女王メアリーは、カトリックのままであった。彼女は、その婚姻によって、スペインのハプスブルグの王妃 (queen consort) ともなった女王であった。彼女は、一五五五年に最高位法を廃止した。一五五八年まで、暫時とは言え、イングランドでローマ教皇を復位もさせた。しかし、彼女を継承したエリザベス一世は、一五五九年に議会に「最高位法」を復活させた。その年制定された「礼拝統一法」(The Act of Uniformity)は、イングランド教会を確と国教とした法律である。¹⁶イングランドは、再びプロテスタントへと戻ったわけである。以降、こんにちに至るまで、イングランド教会は、プロテスタントである。¹⁷ただ過激でなかったエリザベス一世は、イエス・キリストを「教会の首長」としている聖書の姿勢を尊重して、国王の「イングランド教会の首長」としての地位はこれを維持せず、それを「イングランド教会の最高の統治者」(the Supreme Governor of the

Church of England) へと改めた。¹⁸⁾

なを、プロテスタントの改革に抗したことでヘンリー八世に与えられた「信仰の擁護者」(Defender of the Faith, *Fidei Defensor*) の称号は、教皇によって後に撤回された。それでも、その称号は、再びイングランド教会をローマ教会から分離した「イングランド教会の最高の統治者」エドワード六世の治世に、議会によって国王に対して認められ、¹⁹⁾ こんにちに至っている。

二 英国教会の憲法上の役割

1 英国教会と国王

宗教改革が始まった治世のヘンリー八世は、イングランド教会をローマ教会から分離すると、ローマ教会や急進改革派の教会との違いを示すために、イングランド教会の立場を示す必要に迫られた。ヘンリー八世は、その必要に答えられなかったが、一五五三年には、トーマス・克蘭マーの下でローマ教会の聖別式を改めたり、聖書の至上性を認めた「四二箇条」²⁰⁾ が作成された。議会が命じたところに従って、聖職者会議によって「四二箇条」に基づいて最終的に有名な「三九箇条」が定められたのは、一五六三年のことである。その中でローマ・カトリックに異論がある部分(二九条)については、包容力のあるエリザベス一世によって削除され、実際に公表されたのは、三八箇条であった。そして、政教に係るその中の三七条では、ローマ教会の支配が否定され、女王が、イングランドおよび王領の最高の権力者とされた。また、聖俗のいずれのものもを問わず、その全域において、すべての財産のおよびその他の最高の統治権は、女王に属するものとされた。さらに、女王は、外国の管轄権には服さないものとされ、また、服すべき

ものではないと規定された。⁽²¹⁾ 因みに、「三九箇条」への署名は、一八七一年まで、オックスフォード大学あるいはケンブリッジ大学へ入学する条件であった。大学も当然に、イングランド教会のものとされたが、その後も、暫時、大学は、専ら英国教会のものとして留まっていた。⁽²²⁾

少く時代を戻すが、イギリスが無血革命を経験した一六八八年には、プロテスタントの議会が、オレンジ公ウイリアムおよび女公メアリーをイングランド、フランス、アイルランドおよびこれらに属する諸領土の王としての地位を認めた。全能の天主は、二人をして教皇の専横的な権力からこの王国を解放する名譽ある機関とするしたのである。⁽²³⁾ 二人を迎え入れるに際して、議会は、教皇あるいは教皇の勢力に属するものに対して明らかな敵意を示した。経験が示すところによれば、教皇が認めた君主によって、あるいは、およそ教皇の教徒と婚姻している国王若しくは女王によって支配されることは、このプロテスタントの王国の安全および福祉と両立しないというのである。⁽²⁴⁾ プロテスタントの議会は、より具体的に、

- ① ローマ教会
- ② ローマ司教と現に同調するすべての者若しくは将来同調するすべての者
- ③ ローマ教会またはローマ司教と交流するすべての者
- ④ 教皇の宗教を信仰するすべての者
- ⑤ 教皇の教徒と婚姻するすべての者

は、イングランドおよびアイルランドおよびこれらに属する領土、あるいは、それらの一切の部分の王位および政権を追放され、永遠にその王位および政権を相続し、掌握し若しくは享有することができないと宣言したのである。

イングランドの王が誕生して以来、キリスト教徒を除く宗教によるその地の支配の経験はなく、また、ローマ教会に對するキリスト教徒の異端による支配の経験が無かつたことから、主敵として支配を続けたローマ教会が狙われたのである。

議會は、さらに続けて、右の者たちは、右の領域において、国王の権力、国王の威光および国王の所轄権を持つたり、使用したり若しくは執行することから除外され、永遠にそれらを持つたり、使用したり若しくは執行することはできないという宣言をしている。²⁵その宣言によれば、右の者たちが右の権能を持つような場合が生じたときには、王国の人々は、その臣民としての義務を免除されなければならず、否、免除されるのである。要するに、王位および政權は、プロテスタントが相続し、プロテスタントによつて享有されるものとされたのである。それも、その王位および政權を相続し、享有している者が、ローマ教会と同調したり、交流したり、信仰したり、あるいは、婚姻したりした場合には、当然に死亡したものと看做されることになつたのである。²⁶この議會の決定は、一七〇〇年の王位継承法 (Act of Settlement) におおこつて踏襲された。

世紀が変わると、プロテスタント中心の国家に変化が現れた。一九世紀に入つて、たとえば、一八二九年には、英國教会のメンバーで無い者が、公務に就くことが認められたのである。「ローマ・カトリック救済法」が制定され、カトリック教徒に對する公的な生活面における役割の制限が解かれたのである。尤も、国教制度が採られていることから、その場合にも、多数の部門にローマ・カトリック教徒の官吏によつて特定の機能が履行され得ないようなしたものが残されていたが。一八四六年までには、ローマ・カトリックやユダヤ教を含む非国教徒の公民としての資格も認められるようになった。さらに、一八五八年には、問題点もあつたが、「ユダヤ教徒救済法」も制定された。その

ような制度的な変化に伴い、さらに世紀が変わると、一九〇六年までには、議会の議員の多数が、英国教会に属していない者によつて占められる状態も生まれた。その結果、非国教徒からも、内閣総理大臣が生まれた。因みに、非国教徒が初めて内閣総理大臣になったのは、一九一六年のことである。この時期、英国教会に対する財政支援についても、変化が確認される。毎年の議会による支出、英国教会のための一〇分の一税、その他の教会税が廃止されたのである。英国教会のいわゆる寺領地については、売却された。政治上の英国教会の特権は、漸次、失われ出したのである。⁽²⁷⁾

ともあれ、現在、イギリスは、王位がプロテスタントの王家によつて継承され続けている、国家教会主義の国家あるいは国教制度をもつ国家であつて、英国教会の聖職者 (minister) ではないエリザベス女王をカンタベリーの大主教に上位する「英国教会の最高の統治者」および「信仰の擁護者」とし、また、その女王を君主とし、聖職者ではない内閣総理大臣 (Prime Minister) とこれも聖職者ではない大臣 (ministers) から成る内閣を国政の中心に置く国家である。

なを、一七〇七年、イングランドとスコットランドが結合されたことによつて、後に二つの異なるプロテスタントがそれぞれの地の国教となることとなる。この二つの国教制度は、唯一神の世界では論理的矛盾であるが、UKでは、多分に、純粹に宗教世界の神学の問題ではなく、俗権世界の政治学の問題であろう。

2 現在の英国教会と国家との関係

国教として存続している英国教会に対しては、近年、イギリスでも、時代錯誤と説いたり、少なくともこれを評価

しない見方をする者は、決して少なくない。唯物的な人間が増えたり、科学的合理主義にのめり込んで無神論者が増える傾向は、各国に存するが、イギリスもまた、例外ではない。²⁹ 移民が少なくないイギリスでは、英国教会に属しない教会あるいはキリスト教に属しない宗教を持つ者も少なくない。³⁰ したがって、英国教会に関心が薄れ、それを評価しない者が増えるのは、自然なかも知れないのだ。そのようなことが英国教会を国教とする国家教会主義の体制を批判的に行っている面は、少なからず存在する。もとより、そのような批判の中には、教会と国家の分離を理念とする立場からの主張があることも、間違いない。

ところで、国教制度ということばは、法的用語ではない。国教制度ということばが実定法上の地位を占めているわけではないのである。したがって、国教制度が何を意味するかは、必ずしも明らかではない。それが、国王が教会のメンバーでなければならぬことを意味するとすれば、説明に不都合が生ずるのだ。たとえば、エリザベス女王は、英国教会のメンバーであり、UKの君主であるが、正式には、「スコットランドの国王」ではなく、領主でもなく、単にスコットランド教会のメンバーに過ぎない。³¹ また、形式的にはともかく、彼女が真の意味で長老派教会であるスコットランド教会のメンバーであるかについては、疑問無しとしない。唯一絶対の天主を戴く宗教の教会のメンバーが二つの教会に属するという点について、俗事としてはともかく、宗教的に可能であるかは、疑問だからである。その実質に鑑みて、君主がスコットランド教会のメンバーでないとすれば、スコットランドは、国教制度を採用していないことになるわけである。スコットランド教会の場合、現在、エリザベス女王がスコットランド教会のメンバーであるのは、UKの一体化を維持するための政治的・形式的・便宜的なものであると思われるのだ。そこで、D.Fisher や C.J.Wallace の共同論文は、イングランドの国教制度の歴史的な核心なるものを（君臨する君主たる）国の

首長が国教会の首長である事実に求めている³²⁾。しかし、この説明は、イングランドの国教制度を説明しようとするものであっても、その制度一般を正面から定義したものではない。その定義を不明にしたまま、一般に英国は、国教主義の国とされているのである。その国教会の最高の統治者エリザベス女王は、英国教会およびスコットランド教会についてはもとより、UKおよび英連邦 (Commonwealth) における英国教会や長老派教会以外の信仰についても、これを認め、また、支援をも行っている³³⁾。

その英国の国王は、こんにちも、ローマ・カトリックの教徒との結婚を禁じられている。ローマ・カトリックの教徒と婚姻する場合には、国王は、その地位を退くことになるわけである。もとより、英国教徒としての国王が英国教会の教義に拘束されることは、論ずるまでもない。一九三六年、エドワード八世は、二度の離婚歴があるウォーリス・W・シンプソン (Wallis Warfield Simpson) との婚姻を望んだ。その婚姻は、英国教会の教義に抵触するものであった。二〇〇二年まで、英国教会は、生存している前の配偶者がいる離婚した者との再婚を禁じていたのだ。その国王を君主として戴くUKおよび自治領の政府は、憲法上の危機に直面した。にも拘わらず、エドワード八世は、国王の地位以上に教義に反する婚姻を望んだ。世界の耳目を集めたその婚姻を認めるために、最終的には、「陛下の退位宣言法」(His Majesty's Declaration of Abdication Act, 1936) が制定されたことは、周知のところであろう。

国王の下にある英国教会の大主教および主教は、内閣総理大臣の奏推に基づいてその国王によって選任され、聖職者には、貴族院における議席が認められる³⁴⁾。もとより、英国教会のすべての聖職者が貴族院議員になるわけではない。その議員となるのは、

- ① カンタベリーの大主教

- ② ヨークの大主教
- ③ ダーハムの主教
- ④ ロンドンの主教
- ⑤ ウインチェスターの主教
- ⑥ 二一名のシニア教区の主教

である。³⁵ これらのうち二人の大主教とロンドン主教とは、枢密顧問官でもある。現在、英国教会には、四四の教区があるが、一八四七年に聖職者議員の数が二六に制限されたことから、大主教およびダーハム、ロンドンおよびウインチェスターの主教を除けば、主教のうち他の二一名は、教区によつて議席が与えられるのではなく、主教として務めた長さによつて議席を与えられている。因みに、聖職者議員の二六議席という数は、現在の貴族院の総議席数の約三・五%である。主教は、定年の七〇歳で主教の座を退くが、主教の座を退いた場合には、当然に貴族院の議席を失うことになる。聖職者議員であつた者が一代貴族になつた場合には、一代貴族として貴族院に議席を有するが、聖職者が一代貴族となるのは、通常、前大主教に限られているようである。³⁶

貴族院が開かれるときには、その院でその日の祈りを捧げるために必ず聖職者議員がいることになっている。貴族院に出席しそこで祈りを捧げる聖職者議員については、聖職者議員たち自身による週決めの輪番制が採られているようである。聖職者議員たちにとつて重要な問題が審議される場合には、聖職者議員は、アド・ホックに出席する者を選出している。³⁷

その聖職者議員は、他の議員の場合と異なり、ほぼ党派的議員ではない。したがつて、それぞれの教区とは関わる

ことがあるものの、政党の幹事によって左右されることはない。彼らは、いわば無所属議員 (crossbenchers) なのである。彼らは、彼らの一般的な職業の延長として議会に出席しているのであって、聖職者として天主のことばを説き、祈りに際して人々を導く存在である。彼らは、貴族院の仕事に重要な独立した声を届け、精神的な洞察を提供するのである。その際、彼らは、キリスト教徒のためだけでなく、すべての信教者のための声であろうとしている。⁽³⁸⁾

ところで、国教会と政府とを結び付ける重要な存在として通常は与党の議員が務める第二国教財務委員 (the Second Church Estates Commissioner) という存在がある。もとより、それは、国教財務委員会 (Church Estates Commissioners) の委員である。この国教財務委員会とは、一九四八年に、イングランド教会の財産の管理運営に当たった教務委員会 (the Ecclesiastical Commissioners) と困窮者を救済するための女王アン基金 (Queen Anne's Bounty) とを合併した教会委員会 (the Church Commissioners) の一組織である。⁽³⁹⁾ 第二国教財務委員は、その国教財務委員会の議会に對する法的な責任を維持するために存在するものである。その委員は、教務委員会の委員であり、国教問題に關する議員による口頭や文書による質問に回答し、庶民院による国教關係立法に影響力を有する存在である。その委員こそ、第二国教財務委員をして、一方では、政府と議會との結び付きを進め、他方では、政府と英国教会との結び付きを進めて来たものである。その委員は、英国教会の聖職者であつてはならない。英国教会の世俗的なメンバーでなければならぬのである。その委員は、内閣総理大臣の奏推に基づいて、国王によって任命される。その委員は、無給の名譽職であるが、政府のメンバー表に掲載され、また、英国教会の總會 (General Synod) の当然の構成員となつている。⁽⁴⁰⁾

なお、右に触れた教会委員会は、全国のイングランド教会の仕事を支援するための財力を生むために投資ポ

フオリオを管理している。この教会委員会は、次の三三名によって組織されることになっている。

- ① 二名の大主教
- ② 三名の教会財務委員会委員
- ③ イングランド教会の総会によって選出される一名
- ④ 二名の首席司祭
- ⑤ 国王と大主教によって任命される九名
- ⑥ 内閣総理大臣
- ⑦ 枢密院議長
- ⑧ 内務大臣
- ⑨ 文化・オリンピック・メディア・スポーツ大臣
- ⑩ 庶民院議長
- ⑪ 貴族院議長

選出される教会委員会の委員には、五年という任期があり、指名された委員は、指名するものが指定した期間が任期である。教会委員会の議長には、カンタベリーの大主教がなる。

三 国教体制の緩和と信教の自由

1 イギリスにおける信教の自由の発展

信教の自由は、イギリスの民主制における基本的な特性であるが、その特性が確たるものとなるについては、歴史的にいろいろな起伏があった。およそ絶対の存在あるいは価値観を有する者は、しばしば、他に対して寛大ではないのだ。それらの者にとつて、他の価値観は、すべて誤つたものだからである。一六七六年に、首席裁判官 (Lord Chief Justice) であつたマチュー・ヘイル卿は、「キリスト教は、イングランドの法の小包みである。」と述べたが、⁽⁴⁾ 実際、当時に限らず、イングランドは、法的にだけでなく、全体的にキリスト教の衣を着た国家であつた。その衣の生地は、こんにち、かつて程の厚さではなくなっているが。そのキリスト教には、絶対の天主が存在する。そのような存在によつて、それを戴く者は、他の宗教をすべて邪教と解し勝ちになる。それも、その者は、己れの絶対の存在に対する理解をその絶対の存在から導き出すから、同じ天主に対しても敵対的になる。そのようなことから、宗教的な差異における寛容は、キリスト教の社会の人々の間に古くから存在した姿勢では決して無かつた。そのことがキリスト教と異教徒との戦争やキリスト教者間の悲惨な衝突を生じたことは、歴史が示しているところである。イギリスでは、そのような信教に伴う絶対をめぐる争いが、比較的最近まで激しくなされた。アイルランドの独立や北アイルランドにおける新旧のキリスト教派の相克は、人々の記憶に古いものでは決してない。

既に少しく触れたが、イギリスでも、かつて、少数者の信仰あるいは宗教的な異端は国家の存立にとつて脅威となるという考え方が、一般的に存在した時代があつた。そのような考え方から、一二九〇年には、ユダヤ人がイングラ

ンドから追放された。折しも、反ユダヤ主義が、勢いを増していた時代であった。反ユダヤ主義の事象は、こんにも、絶えたわけではないが、ともあれ、イギリスでは、異端に対する死刑制度が一七世紀まで続いている。⁴³ そのイギリスで宗教改革が行われると、カトリック教徒に対する国家への忠誠は、頻繁に問われるところとなった。国家への忠誠心の無い者は、厳罰に処された。カトリック教徒が臣吏となることを防ぐために、一六三七年には、審査法 (the Test Act) も制定された。その法律によつて、君主に対する宣誓が義務付けられた。また、英国国教による聖餐式が義務づけられた。さらに、化体説を拒絶する宣言を強制された。一六六二年には、礼拝統一法が制定され、その前年、再度制定された一六六一年の審査法では、庶民院であろうと貴族院であろうと、カトリック教徒が、議員となることが禁止された。同様の不利益は、英国国教とは異なるプロテスタントの教徒に対しても課された。⁴⁴ 非英国教会の信徒による五名以上の集会に出席することは、違法とされた。⁴⁵

イギリスの歴史を見れば、イギリスが、比較的に最近まで、宗教的に多くの厳格な規制を加えていたことが明らかになる。一六八九年に制定された「寛容法」(the Toleration Act) ⁴⁶ は、信仰を理由として刑罰を科すことを已めた法律であるが、それでも、それは、プロテスタントの非国教であるトリニティーに属する者に限られていた。すなわち、この法律は、忠誠を誓つていても、洗礼派教会や組合教会派のような英国教会に異を唱えていたプロテスタントすなわち化体説を拒絶した非国教徒を対象としたものであつて、カトリックを対象としたものではなかった。カトリック等は異端として社会的・政治的な能力を奪われ、公職や大学から排除されたのである。当時、カトリックやユダヤや非トリニティーといった体制の異端者は、集会の場所を登録しなければならず、私宅での集会を禁じられ、伝道者は、免許を必要とされたのである。⁴⁷

イギリスにおける信教の自由の歴史は、植民地から始まったといえるかも知れない。本国で、一六六四年の秘密集会禁止法 (the Conventicle Act) は、時代を象徴する立法の一つであった。⁽⁴⁸⁾ その後も存したカトリックに対する敵意は、「権利の章典」に関連して既に述べた。しかし、元々宗教的避難民の地であった新大陸アメリカのニュー・ヨークでは、宗教的な寛容の姿勢は拡大された。ユダヤ人が、一七一八年には帰化する権利を、一七二七年には投票権を、そして一七三二年には、ユダヤ教会 (synagogue) を建設できるようになったのだ。ユダヤ人の投票権については、一七三七年に暫時停止されたが、程なく回復された。⁽⁴⁹⁾ 一七五三年には、本国のイングランドでも、ユダヤ人帰化法が制定され、ユダヤ人に対して土地の所有等も認められるようになった。ユダヤ人やクウェーカー教徒には、その法律によって婚姻方式を解放もした。⁽⁵⁰⁾ そのようにして、信教の自由への布石は次第に敷かれた。その後、独立したアメリカ合衆国では、信教の自由を保障する憲法も制定された。それ程の自由の保障ではなかったが、イギリスでも、非英国教徒に対して、法律上の能力の剥奪の棚上げがなされ、積極的な諸権利も付与され、非英国教徒の法的な地位が高められた。一例を上げれば、一八二八年には、カトリック教徒救済法 (The Act for the Relief of Catholics) が制定され、カトリック教徒のための学校が認められたし、その信者のために法曹界の仕事も開放され、国王に対して宣誓をすることからも解放され、信教の場所も自由になった。その年には、審査法等の非英国教徒に不利益な法律も廃止されている。斯くして、ローマ・カトリック教徒の公的生活における規制は解かれた。ただ、国教制度をとっていることもあって、特定の公的機能あるいは地位は、ローマ・カトリック教徒等には規制されたし、それは、こんにちも、依然として変わりはない。⁽⁵¹⁾ 英国教徒に属しない信者や聖職者が、こんにち、少しく差別されていることも、事実である。たとえば、英国教会の大主教や主教が君主によって任命され、君主も、英国教徒でなければならないのである。また、

国葬等のような国家の祭式では、英国教会の聖職者が司祭するのである。⁽⁵²⁾一八五八年には、ユダヤ人が議員になることも認められた。一八八八年には、無神論者に対してもまた、議会への道が開かれた。⁽⁵³⁾カトリック教徒が大法官に任じられ得るようになったのは、一九七四年のことであった。

一八世紀に、フランスの哲学者ボルテールは、英国教徒の聖職者について、彼らは、フランスのカトリックの僧侶と同様、「主たらんとする宗教的な野心を有している。」と述べた。⁽⁵⁴⁾これに対して、世紀が変わった英国において、二〇世紀の初めに、高名なイギリスの憲法学者マイトランドは、イングランドにおいて、「宗教の自由と宗教の平等は、完全である。」と述べた⁽⁵⁵⁾そうである。こんにちでこそ、そのような見解には与するわけにはいかないが、キリスト教、それも、英国教会を国教としている体制にありながら、以前に比して宗教的な寛容度が進んだこともあってか、宗教の自由および宗教の平等に関する当時の問題意識は、然程に高くなかったのであろう。しかし、二〇世紀に入つて増大した共産主義者や無政府主義者といった無神論者、増殖する新たなキリスト教の教会、帰化をしたり、第二次世界大戦後かつての植民地から来た異教徒の国民あるいはそれぞれに相応した居住者の英国における増加には、以前とは比較にならないものがある。⁽⁵⁶⁾そのことに伴い、雇用、教育、住居等問題は、多様かつ複雑化している。その結果、国教体制下の英国で、信教の自由に係る問題も、好もうと好まなかりうと、かつてと比較にならないほど多くなっているのである。⁽⁵⁷⁾

2 信教の自由と人権法

イギリスの植民地であつた新大陸に建設されたアメリカ合衆国が、信教の自由を一八世紀に憲法に明示に規定して

保障したのに対して、イギリスでは、そのような自由を正面から保障した明示の立法は、依然としてなされていない。他方で、そのような自由を制限することを認めた正式の法律も存在しない。⁵⁸ イギリスにおける信教の自由は、様々な立法からの解放、立法に際して細切れになされている保障および数々の判例による擁護の集積として存在するのである。

しかし、UKも加わっている世界人権宣言は、思想、良心および宗教の自由を保障している（「宣言」一八条。またUKも参加している「市民的及び政治的権利に関する国際規約」も、思想、良心および宗教の自由を保障している（「規約」一八条）。一九八一年には、国連で宗教等に基づいた不寛容および差別を排除するための「宣言」もなされた。⁵⁹ その「宣言」は、思想、良心および宗教の自由の保障を謳ったから、この「宣言」に加わったことよって、UKにも、それらの自由を尊重し、市民的、経済的、政治的、社会的および文化的な生活のすべての分野で、宗教あるいは信条を理由とした差別を防止し、排除する政治的な責務が生じた。もとより、その当時、UKは、北アイルランドにおいて、カトリックとプロテスタントとによる抗争が依然として続いていた。また、当時のUKでは、人種的な差別については、一九七六年の「人種関係法」(The Race Relation Act)による救済が存在したが、宗教的な差別については、その差別自体が犯罪となることはなかった。その場合、ユダヤ教徒とかシーク教徒のように、人種と宗教とが一致しているような場合には、「人種関係法」によつて保護されたが、そうでないムスレムとかラスタファリアンのようなものは、保護されないままであった。この不合理な状態が解決されたのは、二〇〇三年のことである。その年、宗教的的信念若しくはその種の哲学的な信条を理由として職場で差別することが、禁止されたのである。⁶⁰

信教の自由に関連して、「欧州人権条約」(The European Convention on Human Rights, ECHR)をイギリス法に取り込ん

だ一九九八年の人権法の採択は、UKにおける憲法上の里程標である。尤も、その人権法が制定される以前にも、イギリスには、Anthony Bradleyのように、宗教の自由を否定するものなど存在しないと評するコメンテーターはいた。⁶² そのような評価に対しては、賛否両論もあろう。しかし、イギリスにも、宗教問題が存在しないわけでは決してない。そのような問題が存在するからこそ、人権法が制定されたのであって、その制定がUKの憲法的な一つの画期的出来事であったことを否定する者は少なくないであろう。

ECHRには、人々の思想、良心および宗教の自由に対する権利が、明示に規定されている。⁶³ かつてUKがECHRの宗教規定に違反しているとした判決が欧州人権裁判所においてなされたことはなかったが、UKを欧州人権裁判所へ提訴した数の多さは、ブレア首相当時のUKをして人権法の制定へと駆り立てた。⁶⁴ その立法によって、ECHRの宗教規定を汲んで制定された人権法は、裁判所の判決が宗教上の組織によるECHR上の宗教等の自由の行使に影響を与える場合に、その権利の重要性に対して特段の尊重をするように規定した。⁶⁵ それでも、近年も、宗教問題は、UKの裁判所から欧州人権裁判所に大量に持ち込まれている。ECHRと人権法との関係については、UKの裁判所は、UKの公権行為がECHRと両立することを保障するように義務付けられているが、UKの法とECHRとが抵触している場合には、裁判官は、両立しないという宣言を発することができることになっている。⁶⁶ ただ、イギリスの裁判官たちは、宗教あるいは信条の問題に関して、必ずしも100%というわけではないが、欧州人権裁判所（および委員会）の姿勢に従う姿勢を示している。たとえば、独立したキリスト教系学校における体罰を宗教的な信念の表明であるという学校長の主張は、欧州人権裁判所に従って認められなかった。⁶⁸ また、軍事的な目的のために納税に反対する者たちに対しては、欧州人権委員会は配慮する姿勢を示している。⁶⁹ その精神に従って、イギリスの裁判所も、それ

に代わる特別の「平和税基金」を創設するという配慮を示した。⁽²⁰⁾

このような時代の動きは、将来、英国教会の法的地位にも影響を与えるであろう。一体、John Locke による天主教が創った自然法に基づく人権という思想こそイギリスに存したが、それが法制上に地位を占めたことのなかった議会 (King in Parliament) 主権のイギリスで、「人権」という文言が UK の法制上で用いられたこと自体、その影響の顕現を示したものであったのだ。

おわりに

欧米において国教制度を論ずる場合、その本質は、国家と宗教というより、国家と教会との結び付きであることは、看過されてはならない。欧米の諸国家には、多くの場合、法制上の明示の表明がなされているか否かを問わず、背後に、キリスト教が存在するからである。それは、暦とか国家の祭日とか地名等に数多く反映されている。そのような暦や祭日等を宗教的なものと捉えるか、あるいは、すでに世俗化したものと捉えるかは、人によって異なる。一体、世俗的なるものは、宗教を除外した領域を意味するが、その聖俗に対する理解も、人によって異なるからである。一体、その一致を見ることなど、不可能なのである。

ところが、UK の裁判所によれば、その宗教の明確化が行われている。そこでは、宗教の属性として、信仰と崇拜とが上げられている。そして、宗教を一つの神の信仰とその神の崇拜と解されているのである。⁽²¹⁾しかし、このような定義は、宗教の自由に対する他の理解に対して排他的である。およそ宗教の自由における宗教は、定義し得ないのである。ともあれ、その一神教の教会を国教として有する UK では、他の唯一神教の信者あるいは同一神教の他の教会

の信者その他⁷²との差別等の問題は、今後も、漸増するであろう。国教と無関係にも、宗教間および宗派間あるいは有神論者と無神論者との間には、それぞれの特有の考え方とそれに基づく行動の差異がある。その差異は、現実に信条、雇用、婚姻、教育、墮胎、着衣等に係る種々の衝突を生じ兼ねない⁷³。現に、そのようなことを反映して、二二世紀の最初の一〇年間というものは、UKには、法と宗教との相互作用をめぐる数多くの論争があつた⁷⁴。国教制度と無関係にも、UKには、人種や宗教に係る問題が増加している。二〇〇六年の宗教的憎悪の扇動を禁止する人種のおよび宗教的な憎悪禁止法 (Racial and Religious Hatred Act) の制定は、そのことを示した一例である。そのような事象の中でも、一九五〇年代以降の無宗教者の増加が国教制度にとって脅威となろうことは、容易に想像できる。UKで天主の存在を信する者が、今や五〇%以下になつているのである。英国教会としては、UKは世俗化しているが、世俗主義者となつていくわけではないという見方⁷⁵に期待する外にないが、その期待がいつまで続き得るかについては、疑問なしとしないのである。

(1) イギリスは、法的には、単独法人 (corporation sole) 説に基づき「国家無き国家」(stateless state) であるが、便宜、「イギリス」を国家として扱う。

(2) アイルランド教会がアイルランドの教会でなくなったのは、一八六九年のアイルランド教会法 (the Irish Church Act, 1869 (U.K.)) に於て⁷⁶ (32 & 33 Vict., c.42, s.2) (Rex Ahlar, Ian Leigh, *Is Establishment Consistent with Religious Freedom?*, 49 McGill L.J. 635, at 645FN 54) (Aug ust, 2004)。⁷⁷ なき、アイルランドは、一九二七年に憲法で政教分離を行つてこ⁷⁸ (Constitution of Ireland, 1937, s.44 (2.2))。

(3) ウェールズ教会がウェールズの教会でなくなったのは、一九一四年のウェールズ教会法 (the Welsh Church Act, 1914

- (U.K.) 124 (1) (4 & 5 Geo. V, c.91, s.1) の法律が効力を生じたのは一九二〇年のウェールズ教会 (暫定) 法 (the Welsh Church (Temporalties) Act, 1919) 124 (1) (9 & 10 Geo. V, c.65, s.2) (R.Ahdar, I Leigh, *ibid.* at 645FN54)。
- (4) Judith D.Fisher, Chloé J.Wallace, GOD AND CAESAR IN THE TWENTY-FIRST CENTURY: WHAT RECENT CASES SAY ABOUT CHURCH-STATE RELATIONS IN ENGLAND AND THE UNITED STATES, 18 Fla. J. Int'l L. 485 at 639, 641 (August, 2006).
- なを、イングラランド、ウェールズおよびアイルランドは、ヘラスムス主義であるのに対して、スコットランドは、カルヴァニスト・改革派である (Iain McLean, Scot M.Peterson, SECULARITY AND SECULARISM IN THE UNITED KINGDOM: ON THE WAY TO THE FIRST AMENDMENT, 2011 B.Y.U.L.Rev. 637, at 638 (2011))。
- (15) Douglas M.Johnston, (Symposium: Theories of Dispute Resolution) RELIGION AND CONFLICT RESOLUTION, 67 Notre Dame L.Rev. 1433, at 1437 (1992).
- イギリス王室に係る公式サイトを見れば、ウェールズおよび北アイルランドには、国教としての教会はないと明示されている。それらの地における国教制度は、それぞれ一九二〇年と一八六九年に廃止されたとされているのである (www.royal.gov.uk)。
- (6) Douglas Laycock, CONTINUITY AND CHANGE IN THE THREAT TO RELIGIOUS LIBERTY: THE REFORMATION ERA AND THE LATE TWENTIETH CENTURY, 80 Minn. L.Rev. 1047, at 1660 (May, 1996); Church of Scotland Act, 1921 (U.K.), 11 & 12 Geo. V, c.29, s.1 (R.Ahdar, I Leigh, *supra* note 2, at 645FN54).
- (7) 女王が親ら務めを果たすこともある。たゞせば、一九七七年の即位三十五年記念および二〇一二年の五〇年記念に際して、親の総会を開いたときが、キングダム (WIKIPEDIA, Supreme Governor of the Church of England)。
- (8) Tim Lambert, A BRIEF HISTORY OF CHRISTIANITY IN ENGLAND, www.localhistories.org/christian.html。なを、ここでもイングラランド教会は、カトリックであって、プロテスタントとなった英国教会とは内実を異にしている。
- (9) アンドレ・モロワ『英国史』(上巻) (水野成夫・小林正訳) 三二—三三頁、四七—四八頁、

- (10) 『前掲書』 六四頁以下。James W.Troke, THE ENGLISH RELIGIOUS ESTABLISHMENT, 12 J.L. & Religion 399, at 406 (1995-1996).
- (11) See, J.W.Troke, *ibid.*, at 406.
- (12) ヒロコ『前掲書』一〇〇頁—一〇二頁、一一四頁—一二五頁。J.W.Troke, *supra* note 10, at 407; Andrew Simmonds, AMAH AND EYED AND THE ORIGIN OF LEGAL RIGHTS, 46 S.D.L. Rev. 516, at 590 (2000-2001).
- 宗教裁判所と世俗裁判所との問題については、反逆罪や告発された聖職者は、世俗裁判所で裁かれ、その他の重罪（大逆罪）や暗殺または窃盗）だけを告発された聖職者たちは、宗教裁判所で裁かれるようになった（ヒロコ『前掲書』一三四頁）。
- (13) ヒロコ『前掲書』一五二頁—一五三頁、一七四頁—一七九頁。
- (14) 『前掲書』一三三頁—一四〇頁、一九七頁—二〇六頁。Michael W.McConnell, ESTABLISHMENT AND DISESTABLISHMENT AT THE FOUNDING, PART I: ESTABLISHMENT OF RELIGION, 44 Wm. & Mary L.Rev. 2105, at 2112-2113 (April, 2003); Sarah M.Montgomery, DRAWING THE LINE: THE CIVIL COURTS' RESOLUTION OF CHURCH PROPERTY DISPUTES, THE ESTABLISHED CHURCH AND ALL SAINTS' EPISCOPAL CHURCH, WACCAMAW, 54 S.C.L.Rev. 203, at 220 (Fall 2002); I.McLean, S.M.Peterson, *supra* note 4, at 639.
- (15) M.W.McConnell, *supra* note 14, at 2113.
- (16) Jaelyn Kass, RELIGIOUS ACCOMMODATIONS IN EDUCATION: A COMPARISON OF NON-ESTABLISHMENT IN THE UNITED STATES AND ESTABLISHED RELIGION IN ENGLAND AND WALES, 38 Seton Hall L.Rev. 1505, at 1517 (2008).
- (17) Marci A.Hamilton, THE RELIGIOUS ORIGINS OF DISESTABLISHMENT PRINCIPLES, 81 Notre Dame L.Rev. 1755, at 1759 (June 2006); I.McLean, S.M.Peterson, *supra* note 4, at 639.
- (18) George Anastaplo, CONSTITUTIONALISM, THE RULE OF RULES: EXPLORATIONS, 39 Brandeis L.J. 17, at 37 (Fall 2000-2001); (WIKIPEDIA, Supreme Governor of the Church of England).

List of Supreme Governors

Name	Years	Notes
Henry VIII	1536-1547	As Supreme Head
Edward VI	1547-1553	As Supreme Head
Mary I	1553-1555	As Supreme Head (from 1554 the Queen omitted the title without statutory authority, which was reverted by Parliament in 1555)
Elizabeth I	1559-1603	
James I	1603-1625	
Charles I	1625-1649	Executed for "high treason against the people".
Interregnum	1649-1660	Church of England disestablished by the Commonwealth Government
Charles II	1649-1685	Became a Roman Catholic on his deathbed. ^[8]
James II	1685-1688	Roman Catholic, deposed
Mary II	1689-1694	Held jointly with William III
William III	1689-1702	Held jointly with Mary II, 1689-1694
Anne	1702-1714	
George I	1714-1727	
George II	1727-1760	
George III	1760-1820	
George IV	1820-1830	
William IV	1830-1837	

Victoria	1837–1901
Edward VII	1901–1910
George V	1910–1936
Edward VIII	1936
George VI	1936–1952
Elizabeth II	1952–

present

(Supreme Governor of the Church of England (en.wikipedia.org/wiki/Supreme_Governor_of...))

- (21) Carl HESBECK, *DISSENT AND DISESTABLISHMENT: THE CHURCH-STATE SETTLEMENT IN THE EARLY AMERICAN AMERICAN REPUBLIC*, 2004 B.Y.U.L.Rev. 1385, at 1409 (2004).
- (22) What is The Church of England (Continuing)? (news.bbc.co.uk/2/hi/uk_news/magazine/4059267.stm).
- (23) Thirty-Nine Articles, mb-soft.com/believe/txc/thirtyni.htm).
- (24) J.W.Troke, *supra* note 10, at 409.
- (25) An Act Declaring the Rights and Liberties of the Subject and Settling the Succession of the Crown, 1689 (hereinafter “English Bill of Rights”) (www.constitution.org/eng_bor.htm).
- (26) English Bill of Rights.
- (27) *Ibid.*
- (28) *Ibid.*
- (29) J.W.Troke, *supra* note 10, at 409; Peter Cumper, Peter Edge, (Symposium: Law and Religion) *FIRST AMONGST EQUALS: THE ENGLISH STATE AND THE AMERICAN CHURCH IN THE 21ST CENTURY?*, 83 U.Det. Mercy L.Rev. 601, at 605 (Summer 2006).

(28) Elizabeth II is styled "Elizabeth the Second, by the Grace of God, of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland and of Her other Realms and Territories Queen, Head of the Commonwealth, Defender of the Faith."

(29) 見よ'註(26)。なを、BBC Newsによれば、ブリトン人のほほ三分の二は、自らを宗教的ではないと看做しているところである。また、スコットランドでは、四二%がどの宗教にも属しておらず、五六%が、自らを宗教的でないとして看做している。

(30) 見よ'註(29)。

(31) I.McLean, S.M.Peterson, supra note 4, at 642.

(32) J.D.Fisher, C.J.Wallace, supra note 4, at 487.

(33) Queen Elizabeth II - Official Site (www.royal.gov.uk).

(34) J.D.Fischer, C.J.Wallace, supra note 4, at 490-491.

貴族院の議員は、流動的であるが、その議院は、二〇一一年九月六日現在、七八八名前後で組織されている。その議員には、一代貴族議員、聖職者議員および選出された世襲議員の三つのタイプが存在する。

Lords by party and type of peerage
(Membership: 6 September 2011)

Party	Life Peers	Excepted		Total
		Hereditary Peers*	Bishops	
Conservative	170	48		218
Labour	236	4		240
Liberal Democrat	87	4		91
Crossbench	152	32		184
Bishops			24	24

Other**	29	2	31
Total	674	90	788

Note: This table excludes 24 Members who are on leave of absence, one who is suspended, 13 disqualified as senior members of the judiciary and one disqualified as an MEP.

	By type		
	Men	Women	Total
Archbishops and bishops	24	0	24
Life Peers under the Appellate Jurisdiction Act 1876	22	1	23
Life Peers under the Life Peerages Act 1958	510	178	688
Peers under the House of Lords Act 1999	90	2	92
TOTAL	646	181	827

* Made up of 74 peers elected by parties and groups, 15 peers elected by the whole House and one royal office-holder (the Earl Marshal). The second royal office-holder (the Lord Great Chamberlain), and one peer elected by the Crossbench peers, are currently on leave of absence (www.parliament.uk)

(53) James W.Torke, *supra* note 10, at 412.

(54) Bradley D.Riel, REFORMATION OF THE UK JUDICIARY AND ITS EFFECTON PATENT LITIGATION, 21 Alb. L.J.Sci. & Tech. 445, at 461 (2011); The Church Commissioners (www.churchofengland.org/.../churchcommissioners.aspx, hereinafter The Commissioners); McLean, S.M.Peterson, *supra* note 4, at 639.

(55) The Church Commissioners.
(56) *Ibid.*

(57) イングランド教会の総会で国教財務委員会を代表するのは、第一国教財務委員である。この委員会には、その他に第三国教財務委員がいる。

教会委員会については、歴史的には、教区の創設と教会の建築をすすめるために、一八一八年に教会建設委員会が設立されたが、その仕事は、一八五六年に教務委員会に引き継がれた (The Church Commissioners www.churchofengland.org/)。

(40) The Church Commissioners. 以降、The Church Commissioners を引用する。

(41) Peter Cumper, THE UNITED KINGDOM AND THE U.N. DECLARATION ON THE ELIMINATION OF INTOLERANCE AND DISCRIMINATION BASED ON RELIGION OR BELIEF, 21 Emory Int'l L.Rev. 13 (Spring 2007).

(42) BBC News, 'Record rise' in UK anti-Semitism By Dominic Cascini, 23 July 2009 (news.bbc.co.uk/2/hi/uk_news/8166173.stm).

二〇〇九年一月から六月にかけて、ユダヤ人が襲われた事件は、二〇〇九年に達し、二〇〇八年の同時期の二七六件と比してほぼ倍化したと報告されている。

(43) P.Cumper, supra note 41, at 14.

ユダヤ人が駆逐された後には、イタリマから、また、その後になると、ドイツからの商人が進入し、国王の財政的な機関となった (Deborah ARamirez, (1994 Symposium) A BRIEF HISTORICAL OVERVIEW OF THE USE OF THE MIXED JURY, 31 Am.Crim. L.Rev. 1213, at 1216 (Summer, 1994))。

(44) The Corporation Act, 1661; the Conventicle Act, 1664.

(45) Thomas M.Franck, IS PERSONAL FREEDOM A WESTERN VALUE?, 91 Am.J. Int'l L. 593, at 612 (Octob er, 1997); P.Cumper, supra note 41, at 14-15; Jonathan A.Bush, "YOU'RE GONNA MISS ME WHEN I'M GONE": EARLY MODERN COMMON LAW DISCOURSE AND THE CASE OF THE JEWS, 1993 Wis. L.Rev. 1225, at 1276 (1993). The Conventicle Act of 1664 (16 Charles II c.4).

(46) 聖王が召集した "An Act for Exempting their Majestyes Protestant Subjects dissenting from the Church of England from the Penalties of certaine Lawes" による。

(47) P.Cumber, supra note 41, at 15.

(48) この時期、the Quaker Act (1662)、the Act of Uniformity (14 Charles II c.4 (1662))、the Five Mile Act (17 Charles II c.2 (1665)) が相次いで制定されている。本文で触れられた the Conventicle Act と the Five Mile Act は、一六八九年に廃止された。

(49) Carl H.Esbeck, *DISSENT AND DISESTABLISHMENT: THE CHURCH-STATE SETTLEMENT IN THE EARLY AMERICAN REPUBLIC*, 2004 B.Y.U.L.Rev. 1385, at 1479-1480 (2004).

因みに、ウイリアム・ベンがクエーカー教徒の天国としたペンシルバニアやロージャヤー・ウイリアムが建設したロード・アイランドは、政教一致の体制を採らなかつた。ウエスト・ジャージー、デラウエアも、クエーカー教徒が支配し、清教徒的であつたが、政教一致の体制を採らなかつた。高教会派から逃れた者たちが築いたニュー・イングランド、マサチューセツ・ベイ、コネチカット、ニュー・ハンプシャーは、清教徒が支配し、他の教会に寛大ではなく、その人々は、信教の自由を求めず、天主に従う自由を求めた。ニュー・アムステルダム市は、暫時、ドイツの改革派教会と一体であつたが、ニュー・ヨーク北部やイースト・ジャージーは、政教を一致させなかつた。バージニアと南北カロライナは、強力な繋がりではなかつたが、インディアンと教会と一体であつた (Carl H.Esbeck, *ISSENT AND DISESTABLISHMENT: THE CHURCH-STATE SETTLEMENT IN THE EARLY AMERICAN REPUBLIC*, 2004 B.Y.U.L.Rev. 1385, at 1415 (2004))。

(50) Jewish History 1750-1759 (jewishhistory.org.il/history.php?startyear=1750&endyear=1759); I.McLean, S.M.Peterson, *supra* note 4, at 643.

(51) See, Peter Cumper, Peter Edge, *supra* note 27, at 605.

(52) P.Cumper, *supra* note 41, at 23-24.

(53) Mark Hill, *THE PERMISSIBLE SCOPE OF LEGAL LIMITATIONS ON THE FREEDOM OF RELIGION OR BELIEF IN THE UNITED KINGDOM*, 19 Emory Int'l L.Rev. 1129, at 1132 (Summer 2005).

(54) P.Cumper, P.Edge, *supra* note 27, at 601.

(55) P.Cumper, *supra* note 41, at 13.

(56) 二〇一〇年―二〇一一年の総合所帯調査によれば、最近の宗教状況は、以下の通りである(二〇一一年九月二十九日)。

大ブリテン… 無宗教＝三三・二% 無宗教の最低＝イングランド(二二・四%)

キリスト教徒＝六八・五% 無宗教の最高＝ウェールズ(三〇・六%)

ムスレム教徒＝四・四% スコットランドの無宗教＝二七・二%

ヒンズー教徒＝一・三%

シーク教徒＝〇・七%

ユダヤ教徒＝〇・四%

仏教徒＝〇・四%

その他＝一・一%

(http://www.ons.gov.uk/ons/dcp171778_227150.pdf)

(57) その事例は枚挙に遑が無いが、The RJ & L Religious Liberty Archive (A Service of the Religious Institutions Group at Rothgerber Johnson & Lyons LLP) (churchstatelaw.com/cases.asp) などでそれを詳しく報じている。See, Manisuli Ssenyonjo, LIMITS ON THE FREEDOM TO ONE'S IN EDUCATIONAL INSTITUTIONS IN UGANDA AND THE UNITED KINGDOM, 7 Int'l J. Const. L. 275, at 280 (April, 2009).

(58) Mark Hill, THE PERMISSIBLE ON SCOPE OF LEGAL LIMITATION ON THE FREEDOM OF RELIGION OR BELIEF IN THE UNITED KINGDOM, 19 Emory Int'l L.Rev. 1129 (Summer 2005).

(59) See, The 1981 U.N. Declaration on the Elimination of Intolerance and Discrimination Based on Religion or Relief.

(60) See, The Employment Equality (Religion or Belief) Regulations, 2003; ECHR, Art. 14; P. Cumper, supra note 41, at 20-21.

(61) 人権法が実施されたのは、二〇〇〇年である。

(62) Anthony Bradney citing P. Cumper, supra note 41, at 19.

(63) ECHR Art. 9(1).

- (76) P.Cumper, *supra* note 41, at 17.
- (78) The Human Rights Act, S.13.
- (79) P.Cumper, *supra* note 41, at 17; the Human Rights Act, S.4.
- (79) たゞせば、日曜日の就業を拒否して解雇された事件や十代のイスラムの女生徒の着衣に係る事件では、必ずしも姿勢が同一でなかったわけではなくした (See, *Copsey v. WWB Devon Clay Ltd.*, [2005]EWCA (Civ) 932 (ENG.); *Steadman v. United Kingdom*, App. No.29107/95, 23 Eur. H.R. Rep. 168 (1997); R (on the application of Begum) v. Headteacher & Governors of Denbigh High School, [2006]UKHL (appeal taken from Eng.); *Sahin v. Turkey*, 41 Eur. Ct.H.R. 8 (2005); P.Cumper, *supra* note 41, at 18, 18 FN41, 18FN42)。
- (80) R (Williamson) v. Sec'y of State, [2005]2 A.C. 246 (H.L.) (Eng.). See, *Tyler v. United Kingdom*, 2 Eur. Ct.H.R. 1 (1980); *Campbell v. United Kingdom*, 4Eur. Ct.H.R. 293 (1982); P.Cumper, *supra* note 41, at 18, 18FN38.
- (80) C.v. United Kingdom, App. No.10358/83, 37 Eur. Comm'n H.R. Dec. & Rep. 142 (1984); P.Cumper, *supra* note 41, at 18, 18FN39.
- (70) R. (on the application of Boughton) v.HM Treasury, [2006]EWCA (Civ) 504 (Eng.).
- (71) In re South Place Ethical Society Barralet and Others v Attorney-General, [1980] W.L.R. 1565.
- (72) 二〇〇九年のUKの無宗教者は、五〇・七%に達しているとの調査がある。Vexen Crabtreeの二〇〇七年の報告によれば、二〇〇一年には、UKには、一七〇以上の宗教が存し、無宗教者は、一五・五%であったとの調査がある。二〇〇五年の日曜日に教会に行く者は、一九七九年の半分になつてゐる (Religion in the United Kingdom Diversity, Trends and Decline) (www.vexen.co.uk/UK/religion.html)。
- (73) See, *Lucy Vickers*, Freedom of religion and workplace: the draft Employment Equality (Religion and Belief) Regulations 2003, 1 L.J. 2003, 32 (1); *Aileen McColgan*, Class wars? Religion and (in) equality in the workplace, 1L.J. 2009, 38 (1); *Susanna Mancini*, To be or not to be Jewish: the UK Supreme Court answers the question: judgment of 16 December 2009, R v

The Governing Body of JFS, 2009 UKSC 15, F.C.I. Review 2010, 6 (3), 481, etc..

(74) Russell Sandberg, The right to discriminate, *Ecc. L.J.* 2011, 13 (2), 157.

(75) McLean, S.M. Peterson, *supra* note 4, at 638.

